資料１

≪　自治労・団体生命共済抜本改正（組織討議案）に係る総支部毎説明会　≫

資　料

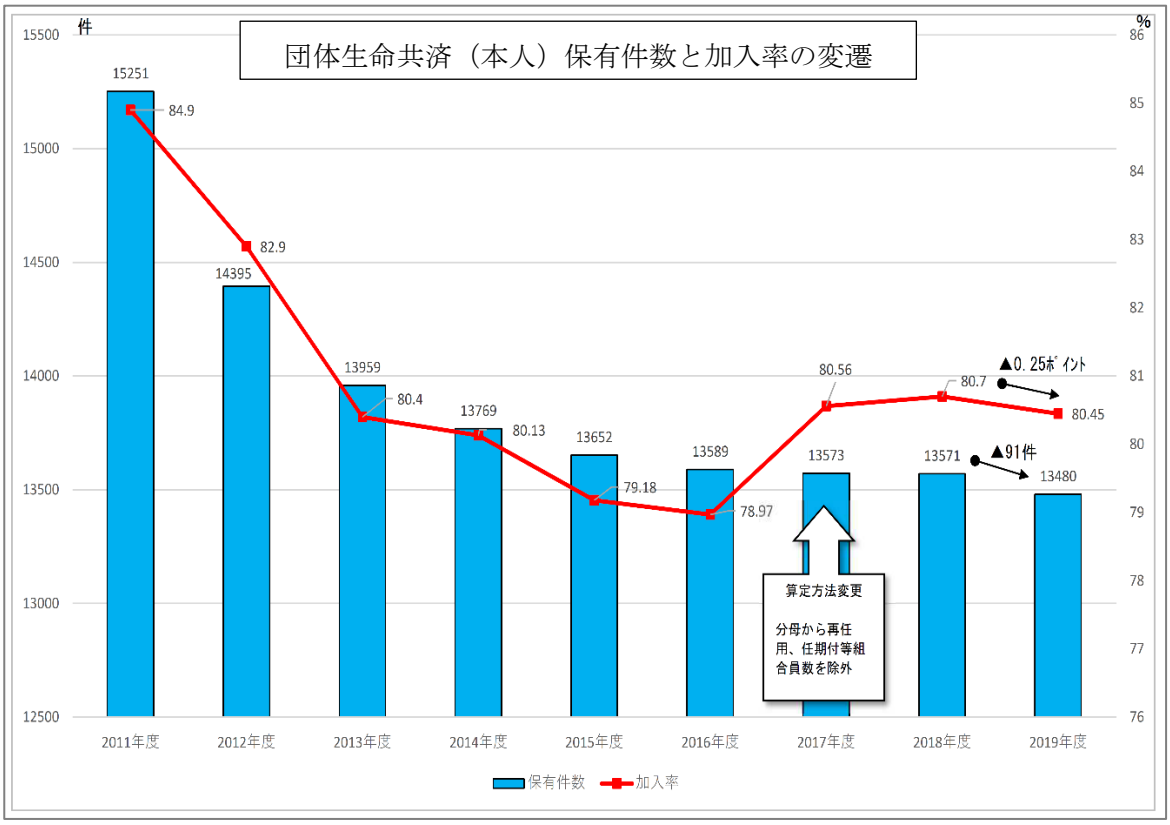

（ 説明会の開催日と会場 ）

No.	月　日	開　始	総支部	会　場	摘要
1	8 月 19 日（水）	18:30～	県　南	サンフレッシュ白河 会議研修室	
2	8 月 21 日（金）	18:30～	浜　①	楢葉コミュニティセンター	
3	8 月 28 日（金）	18:30～	県　北	福島市市民会館 502 号室	
4	8 月 29 日（土）	10:00～	会　津	会津若松市 北会津公民館大研修室	
5	8 月 30 日（日）	10:00～	浜　②	いわき市アリオス　中リハーサル室	

自治労福島県本部・自治労福島県本部共済推進委員会

Ⅰ　説明会次第

No.	時間	内　容	担　当	摘要
1	01 分	開　会	県本部①（司会進行）	
2	03 分	挨　拶	県本部②	
3	30 分	「組織討議・補強修正案」等の説明	共済本部	
4	10 分	県本部第一次意見等の説明	県支部	
5	03 分	組織討議スケジュールの説明	県支部	
6	10 分	意見交換	共済本部・県本部・県支部	
7	03 分	まとめ	県本部②	
8		閉　会	県本部①	
計	60 分			

（上記次第の説明）

■No.4「県本部第一次意見等の説明」

県本部第一次意見に対する本部の見解や、他県本部の意見等について説明します。

■No.5「組織討議スケジュールの説明」

9 月以降の組織討議スケジュールを簡単に説明します。

■意見交換

「10 分」としていますが、状況に応じ延長する場合があります。

Ⅱ　県本部・県支部担当割振り

No.	月　日	開　始	総支部	共済本部	県本部①	県本部②	県支部
1	8 月 19 日(水)	18:30～	県　南	三浦専務他	飯塚組織部長	澤 田 書 記 長	坂内事務局長
2	8 月 21 日(金)	18:30～	浜　①	三浦専務他	齋藤書記次長	澤 田 書 記 長	坂内事務局長
3	8 月 28 日(金)	18:30～	県　北	三浦専務他	飯塚組織部長	齋藤書記次長	坂内事務局長
4	8 月 29 日(土)	10:00～	会　津	三浦専務他	飯塚組織部長	齋藤書記次長	坂内事務局長
5	8 月 30 日(日)	10:00～	浜　②	三浦専務他	飯塚組織部長	澤 田 書 記 長	坂内事務局長

Ⅲ　「組織討議・補強修正案」等の説明

（資料）

① ＜本冊＞自治労・団体生命共済の抜本改正について（組織討議・補強修正案）

② ＜別冊資料＞「組織討議・補強修正案の考え方」

Ⅳ　県本部第一次意見等の説明

１．県本部第一次意見に対する共済本部見解

※ 46 県本部（社保労含む)、約 930 項目にわたる第一次意見が提出され、これらの意見を趣旨の範囲でグルーピング、表現修正等を行っているので、提出した意見の文言と異なっている箇所があります。

No.	県本部第一次意見	共済本部見解	摘要
1	将来を担う若年層組合員の加入率を上げることは喫緊の課題であり、グループ保険に対抗しうる掛金水準への見直しについては一定の理解はできる。	1990 年代半ばごろから自治体職場において競合するグループ保険が男女別・年齢群団別保険料を導入した影響を受け始めていた。 2002 年 7 月の制度改正でリスク細分型への変更を目指したが、合意形成をはかれず、現行の「一律掛金＋年齢層別掛金（2 段階・4 段階)」の体系となり、歪みを残すこととなった。 現行制度の継続では「組合員の中長期的な利益の確保」「組織利益の確保」「経営の健全性の確保」もままならないと考える。	
2	掛金と給付の公平性から一律掛金を廃止し「2 段階・4 段階」の掛金体系を「男女別・年齢別掛金」に一元化することは、加入者ニーズに合わせたきめ細かな制度であると一定の理解はする。	共済制度を安定的に運営するには、公平性・健全性・持続性の 3 要件の確保が必要。 「公平性」⇒掛金体系がリスクに対して合理的な設定となっていること。 「健全性」⇒リスクに対して加入者割合が均衡していること。 「持続性」⇒一定数以上の加入者が継続的に加入していること。	
3	中高年の掛金については根本的な見直しを行うなど、当該年齢層の組合員の理解が得られる対応を求める。	2002 年 7 月生協事業化時の問題先送りにより、今回の制度改正によって、男性の 51～65 歳の掛金が大幅な引き上げとなるが、今できる最大限の掛金抑制策の検討を重ね、最善の対応策を準備したうえで、今回の組織討議案を提案していることについて、ご理解を得たい。激変緩和措置については、補強修正案の中で提起する。	
4	若年層の割高感が加入率を下げているとは言えないのではないか。	現在でも少数の県本部・単組は、その推進力によって高い加入率を維持している。しかし、自治労全体として、20 年間という長期間を振り返ると、若年層と女性に割高で、高齢層・男性に割安な掛金体系は、若年層・女性加入の比較減少を、高齢層・男性加入の比較増加をもたらしており、価格原理が機能しているという事実を認めざるを得ない。	
5	中高齢層の掛金上昇による解約・脱退が予想される。	今回の抜本改正の最大の課題は、男性・50 歳代の掛金引き上げにあると認識し、激変緩和措置を補強修正案の中で提起する。 一方で、若年層・女性に対しても、将来に向かって、共済制度の公平性・健全性・持続性を維持する責任がある。	
6	「がん診断共済金」の複数回払いが実現したことは、前回制度改正の重要課題の解決となり歓迎する。	制度設計にあたっては、全労済の団体制度・個人制度とのバランス、民間のがん保険の保障と保険料水準等を参考にしている。	
7	「先進医療特約」の新設について、組合員ニーズをふまえた制度拡充であり、安価な掛金（月額 100 円程	先進医療共済金は、被共済者 1 人につき、1 回あたり最高限度 1,000 万円となる。 新設される「先進医療特約（仮称)」は、予定危険率か	

	度）で利用者の安心につながることから、制度の魅力を高めるものであり意義がある。	ら算出された掛金設定により、月額掛金 100 円で実施される予定。制度実施後の給付実績による危険率洗い替え、掛金見直しは、次々回以降の制度改正時となる。	
8	全国統一メニュー体系の実現は、経費削減につながること、推進ツールの共通化・強化や加入者の利便性向上の視点で、支持する。	募集パンフレット・チラシ等、推進ツールの共通化や加入者の利便性向上（ホームページ上での掛金試算ツール提供等）のために、全国統一メニュー体系を実現する。 このため、総合共済基本型、交通災害共済などの「型セット」は廃止するとともに、加入・保全事務の簡素化における見直しの方向性を補強修正案の中で提起する。	
9	若年層型導入に伴う加入状況の検証結果を示すべき。	組織討議案 P56 に【「2018 年 7 月制度改正の取り組み状況と課題」に対する意見集約結果】を示している。2019 年度実績においてさらに分析を進め、「組織討議・補強修正案の考え方」（別冊）の中で示す。	
10	単組事務負担の軽減を求める。	申込受付事務や掛金収納事務などの単組事務について、負担が増えないよう簡素な事務処理の実現を目指す。補強修正案の中で方向性を提起する。	

２．他県本部の特徴的な意見と本部見解

No.	県本部第一次意見	共済本部見解	摘要
1	組織共済としての推進方法・組織強化を追及すべきと考える。	制度改正後の推進方法も、ライフプランに応じた推進への変革を迫られると考える。今回の改正を契機に、労働組合と共済における若年層の加入拡大を実現し、自治労の組織強化の取り組みに連動させなければならないと考える。共済は、組織強化のための有力なツールであるとの共通認識のもと、「共済推進活動の指針」を参考に、加入拡大モデル単組の取り組みなどの実践を通して、効果的な先進事例を積み上げ、共有化することが有益であると考える。	
2	一律掛金の維持を求める。	一律掛金の前提は、全員加入。割高な若年期から割安な高年期を通して加入することにより、長期の掛金累計（生涯掛金）で公平を確保する仕組み。若年層の加入低下はその前提を脅かすものであり、現状でその存続は不可能と考える。	
3	なぜ男女別掛金なのかの理由が足りない。男女一律掛金を求める。	全国における総合共済基本型と団体生命共済の男女別・年齢群団別加入率では、年齢の上昇とともに割安感の生じる男性の加入率は伸びていく。対して、割安感の少ない女性の加入率は、男性と比べると大きく伸びてはいない状況であり、女性に選択されていない状況を厳しく受け止める必要がある。	
4	中高齢層の掛金引き上げ緩和のため、「壮年層特別メニュー」の設定など、経過措置を求める。	補強修正案の中で提起する。	
5	グループ保険や民間の保険会社と、掛金に関して同様の考え方をしてしまっては、今まで築き上げてきた団体生命共済の長所をすべて潰してしまうのではないか？	男女別・年齢群団別掛金の導入と自治労・退職者団体生命共済の新設を柱とする抜本改正により、ライフプランに基づくメイン保障として、生命・医療保険やがん保険を必要としない、簡素かつ安価な生命・医療の総合保障制度となる。	
6	退職者会に加入せずとも制度利用できると読み取れるが、自治労として退職者会加入を前提に利用可とすべきではないか。	事業規約上の観点、実務処理の観点、退職者会運動との整合性の観点等、多岐に渡る検討課題があることから、課題を整理したうえで今後明らかにしていく。	
7	死亡保障メニュー、医療保障メニ	可能な限りメニューの集約化をはかったが、保障の組	

	ューが多過ぎるため、できる限りシンプルなメニュー設定を希望する。	み合わせが多く、そのことが、単組の負担増になるのではないかという意見が多く寄せられている。単組の事務負荷軽減の考え方については、補強修正案で提起するとともに、今後も負担軽減について努力していく。	
8	単組事務手数料の確保を求める。	全労済取扱事務経費よりも高い水準で維持されてきたが、次期制度改正においても、維持したいと考える。	
9	制度改正について反対する県本部があるのに、決定を押し切るのか？	全ての県本部からの賛同を得られるように最大限の努力を重ねる。	
10	運動体の共済加入実態に対する危機感と加入促進の本気度がなければ、いくら低廉な掛金を設定しても、加入拡大は進まないということである。よって、今回の抜本改正は白紙撤回し、上記のような運動を展開すべきである。	（記載省略）	

３．補強修正案に対する県本部（内局）の考え方

7 月 29 日付けで提起された「補強修正案」のポイントは①高年層型（激変緩和措置）の設定、②単組事務負荷の軽減となります。これらについての、現時点における県本部（内局）の意見は次の通りです。今後の、各単組における議論の参考としてください。

№.	ポイント	県本部（内局）の意見	摘要
1	高年層型（激変緩和措置）の設定	【提案された内容】 56 歳から 60 歳まで（措置期間は改正実施日から 5 年間）、高年層型[生命保障 500 万円（現行最低保障 600 万円－100 万円）＋医療保障コース（入院日額 3,000 円～8,000 円）]を選択できるというもの。 【意見】 ○通常、激変緩和措置とは、「少しずつ上げていく」というイメージがある。若年層組合員の下げ幅を圧縮し、高年層組合員の掛金全体を見直すか、高年層組合員の（保障見直しの期間を確保するためにも）掛金を段階的に上げていくかの方法がとれないか、再度検討願いたい。 ○例えば、現在、最低保障（D型）生命保障 600 万円以外、800 万円（H型）～3,000 万円（M型）に加入している高年層組合員の中で、どの程度の組合員が「生命保障は最低額で良い」と考えているのか分からないので判断できないが、「高年層型の新設」は「最低保障（D型）」に加入している組合員のための激変緩和措置であり、あまり意味のない制度だと感じる。	
2	単組事務負荷の軽減	【提案された内容】 申込受付事務の軽減策として、ホームページ上での掛金試算ができるようにするというもの。 【意見】 ○じちろうマイカー共済も、同様にＷＥＢ上で掛金試算できるようになっているが、これを利用して加入申し込み（見積依頼）を行うケースは極端に少ない。結果して、見込んでいるような効果は出ない（事務負荷軽減とはならない）のではないかと思われる。	

Ⅴ　組織討議スケジュールの説明

※2021 年 1 月以降は、あくまでイメージとして捉えてください。

月日	曜	自治労・共済本部	県本部・県支部	総支部	単　組
8/19	水			県南総支部説明会	
8/21	金			浜総支部説明会①	
8/26	水	自治労代表代議員会議（当面闘協議）			
8/28	金			県北総支部説明会	
8/29	土			会津総支部説明会	
8/30	日			浜総支部説明会②	
9/30	水				単組意見提出期限
10/5	月		県本部内局会議		
10/7	水	自治労第 94 回臨時大会（当面闘協議）			
10/12	月	第二次意見提出期限	第二次意見（案）提出		
10/16	金	共済推進県代会議 ①制度骨格案提起・協議	執委で第二次意見決定 定期大会で説明		
10/19	月		第二次意見本部提出 同各単組へ送付		
11 月					
12 月		（上旬）共済推進県代会議 ①制度骨格案協議・確認 ②システム要件確定 ③各県メニュー・実務課題の検討開始	①新メニュー（案）検討 ・若年層型（有無） ・最低保証額 ・生命保障型 ・医療保障コース ・高年層型（有無）		
2021 年 1 月					

各単組において改めて組織討議

9 月～10 月中旬
ブロック別共済推進県本部・県支部合同会議
①補強修正案協議

各単組からの意見を集約し、第二次意見（案）を作成

必要に応じ第二次意見（案）を修正

各単組および共済推進委員へ各単組意見と併せて第二次意見（案）を送付し、意見集約を行います。

「制度骨格案」に対する意見集約方法は未定です。
　総支部毎の説明会等を開催し、説明・意見集約する予定です。

2 月		県本部臨時大会 ①新メニュー等組織討議案決定	総支部毎の単組担当役職員向け説明会 ①新メニュー等組織討議案 ②実務課題等の集約	新メニュー等組織討議
3 月				
4 月	共済推進県代会議 ①最終意見集約 ②認可内容に基づく制度改正案の最終確認	新メニュー等への意見集約・修正作業		
5 月～6 月	ブロック別共済推進県本部・県支部合同会議 ①新制度の詳細内容に関する周知、意見交換 ②各県のメニュー内容確認			
6 月末	システム改正完了 申込書作成開始			
7 月		県本部中央委員会 ①新メニュー等決定 ②新制度による推進方針組織討議案決定（がん保険の対応を含む）	総支部毎の単組担当役職員向け説明会 ①新制度による推進方針組織討議案	新制度による推進方針組織討議
8 月				
9 月				
10 月		県本部定期大会 ①新制度による推進方針決定（がん保険の対応を含む）		
11 月				組合員への新制度説明会
12 月				
2022 年 1 月				
2 月				
3 月				
4 月				
5 月				
6 月	新制度・契約発効			新制度による募集開始
7 月				
8 月				
9 月				
10 月		新制度による契約発効		

Ⅵ　意見交換